

2 地方税財政制度（財政関係）の改革

提出先 内閣府、総務省、財務省

【提案項目】

- 1 臨時財政対策債の廃止
- 2 地方交付税の総額確保と算定の見直し
- 3 国庫補助金及び交付金の見直しと基金事業の改善
- 4 国と地方の財政負担の適正化

【提案内容】

項目1 臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置とされているが、地方自治体の財政の硬直化につながる公債費増大の最大の要因となっていることから、期限である平成28年度をもって廃止し、本来の姿である地方交付税に復元すること。

また、平成28年度においても、財政力の高い団体に対し、過度に配分される不公平な算定方法の更なる見直しを行うこと。

項目2 地方の固有財源である地方交付税は、平成27年度の地方財政対策において法定率が見直されたものの、現状では、地方の仕事量に見合った額が確保されていないことから、更なる法定率の引上げにより、総額を確保すること。

また、地方交付税の算定の見直しにあっては、土地価格が高いことによる行政コストの増加など大都市圏特有の財政需要を反映するほか、介護・医療・児童関係費などの適切な算定を行うこと。

項目3 地方自治体の裁量権を拡大するため、国庫補助金及び交付金を見直し、税源移譲を進めること。

なお、それまでの間、国の交付金を原資として創設した基金については、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう要件の見直しや運用改善を行うこと。

項目4 国と地方の役割分担を明確化し、財政負担の適正化を図る観点から、国直轄事業負担金は速やかに全廃すること。

また、地方超過負担はいまだに解消されておらず、地方財政を圧迫しているため、速やかに解消すること。

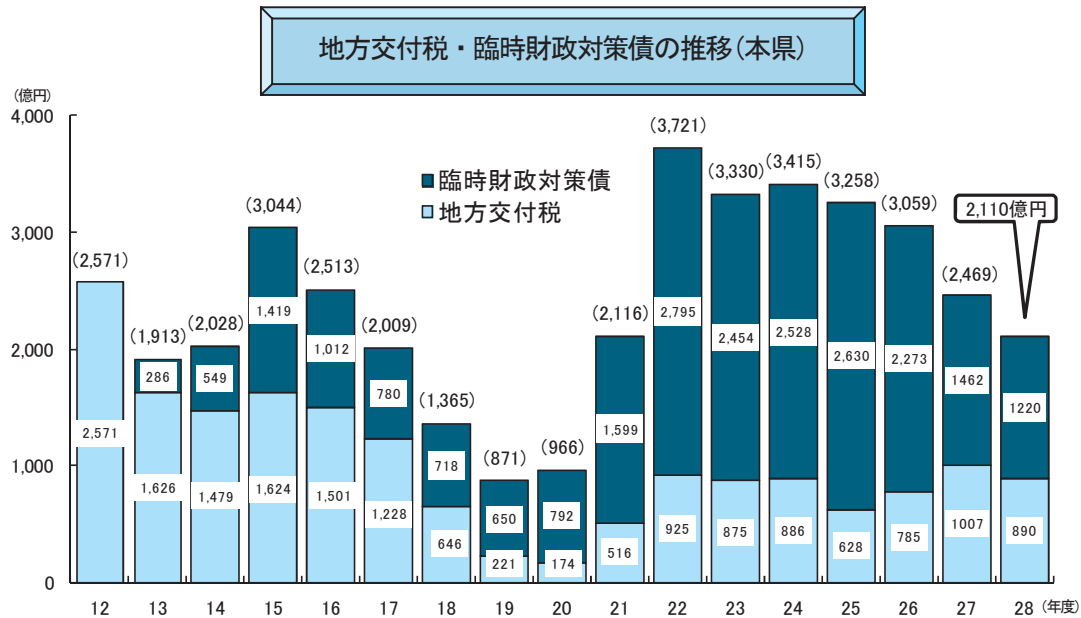
なお、地方に影響を与える制度変更等に当たっては、「国と地方の協議の場」等において地方と十分な協議を行い、地方の同意を得て実施すること。

【実現による効果】

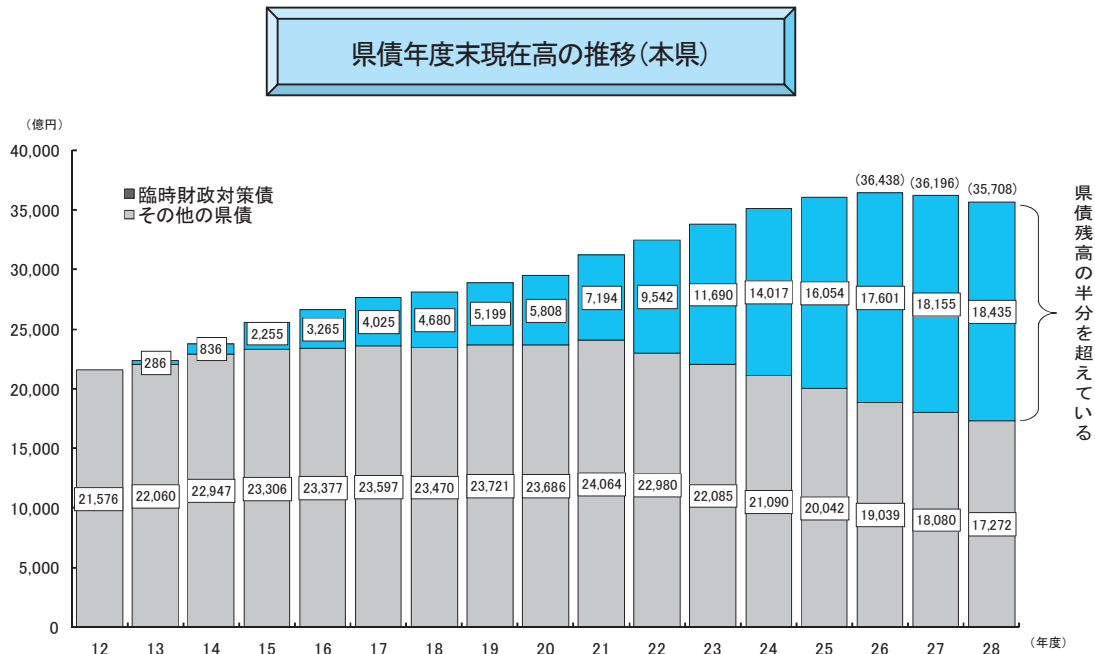
地方が担う事務と権限に見合った地方財源の充実強化が図られることにより、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくことが可能となる。

【提案理由】

真の地方創生を実現し、地方が自主的・自立的かつ安定的に財政運営を行うことができるようにするためには、国と地方の役割分担を明確にし、財政負担の適正化を図る必要がある。そのため、地方財源の充実強化を図る観点から、臨時財政対策債を廃止するとともに、地方交付税や国庫補助金等を確実に見直す必要がある。



臨時財政対策債は、財政力の高い団体に過度に配分されており、平成28年度当初予算では、本来地方交付税で措置される額の58%が臨時財政対策債となっている。



本県では、臨時財政対策債を除く県債残高は、長年の発行抑制の取組から減少に転じているが、臨時財政対策債は大量発行を余儀なくされ、残高は年々増加しており、県債残高の半分を超えている。

(神奈川県担当課：総務局財政課)